

「高松市卸売市場統計システム再構築業務」に関する
提案公募実施要領

本要領は、高松市卸売市場統計システム再構築業務（以下「本業務」という。）の目的達成に向け、最も適した業者を選定するため、提案公募実施に関する必要事項を定めるものである。

1 案件概要

（１）業務名

高松市卸売市場統計システム再構築業務

（２）目的・内容

別添１ “「高松市卸売市場統計システム再構築業務」に関する仕様書”

（以下「仕様書」という。）のとおり

（３）履行期間

契約締結の日から令和８年１月３１日まで

（４）提案上限価格及び参考価格

提案上限価格及び参考価格（消費税及び地方消費税額を含む。）は、次表のとおりである。

この条件に該当しない場合は、評価を行わないため留意すること。

なお、費用については、構築費及び保守費（６０か月）の総費用で評価し、本契約に含まれない費用も考慮して判断するため、必要な費用は漏れなく記載すること。

調達内容	価格（消費税及び地方消費税額を含む。）
システム再構築費	提案上限価格 ３６，３００，０００円以内
システム保守費	参考価格 １４，５２０，０００円以内

2 スケジュール

日時	内容
令和７年４月２日（水）	本提案公募の公告
令和７年４月９日（水）午後５時まで	参加表明書の提出期限
令和７年４月１０日（木）、１１日（金）	現地調査（本市サーバ室）
令和７年４月１８日（金）午後５時まで	質問受付期限
令和７年４月２５日（金）	質問に対する回答
令和７年５月１９日（月）午後５時まで	企画提案書又は参加辞退届の提出期限
令和７年５月下旬（予定）（日時は、別途通知）	提案ヒアリング
令和７年６月上旬（予定）	選定結果の通知

3 参加資格

本提案公募に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 破産法(平成16年法律第75号)第18条及び第19条の規定による破産手続き開始の申立て(同法附則第3条に規定する申立てを含む。)、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続き開始の申立て(同法附則第2条に規定する申立てを含む。)、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 公告の日から契約締結の日までの期間に、高松市指名停止等措置要綱(平成24年高松市告示第403号)による指名停止を受けていないこと。
- (4) 本業務への参加を申し込む書類の提出の時点において、国、都道府県及び市区町村税の滞納がないこと。
- (5) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
 - イ 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 「令和5～7年高松市物品・委託・役務の提供等競争入札参加資格者名簿」に登載されていること。なお、「令和5～7年物品・委託・役務の提供等競争入札参加資格者名簿」に登載されていない者については、個人住民税につき特別徴収義務を有する場合に、その義務を履行していること。また、法人で、市内に事務所・事業所を有する場合は、市税条例による届出がなされていることをもって、これと同様とみなす。
- (7) 地方公共団体において、過去に市場統計システム(日報、月報、年報)の導入及び保守業務の実績を有していること。
- (8) プライバシーマーク(JIS Q 15001)、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)、品質マネジメントシステム(ISO9001)のいずれかを取得していること。

4 参加表明書等の提出

- (1) 参加表明に係る提出書類

本提案公募に参加を希望する者は、以下の書類を各1部提出すること。

- ア 別添4 参加表明書（様式第1号）
- イ 別添5 会社概要書（様式第2号）又は
会社概要書の内容が記載されたパンフレット等（写し可）
- ウ 別添6 業務実績書（様式第3号）
- エ 国、都道府県及び市区町村税の未納税額がない旨の証明書
ただし、「令和5～7年物品・委託・役務の提供等競争入札参加資格者名簿」に登載されて
されている事業者については、提出を省略できるものとする。

(2) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は配達記録が残る方法に限る。）

(3) 提出先

〒760-0012 高松市瀬戸内町30番5号
高松市創造都市推進局市場管理課（担当：大屋敷）
電話：087-862-3411 FAX：087-862-3417
E-mail：gyoumuka@city.takamatsu.lg.jp

(4) 提出期限

令和7年4月9日（水）午後5時まで（必着）

5 現地調査

必要に応じて、現行設備の確認をすること。なお、確認を行う場合は、事前に連絡を取ること。

(1) 場所 高松市役所防災合同庁舎 7階サーバ室

(2) 期間 令和7年4月10日（木）及び同月11日（金） 午前9時から午後5時

6 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

本提案公募に関する質問がある場合は、別添7「質問書（様式第4号）」に質問事項等
を記載の上、市場管理課（gyoumuka@city.takamatsu.lg.jp）宛に提出すること。

(2) 提出期限

令和7年4月18日（金）午後5時まで

(3) 質問に対する回答

令和7年4月25日（金）に、各質問者へ電子メールで回答する。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

企画提案にあたっては、以下の書類を提出すること。

ア 提案書（様式任意）：8部

イ 別添2 機能要件確認書：1部

ウ 別添8 見積書及び提案価格内訳書：1部

(2) 提出方法

5（2）に同じ

(3) 提出先

5（3）に同じ

（4） 提出期限

令和7年5月19日（月）午後5時まで

8 提案書等の作成方法

本提案公募要領に対応した「提案書」及び「見積書」等の作成並びに「提案ヒアリング」の準備は、以下の要領に従い、実施すること。

（1） 提案書の書式

- ア 用紙サイズ A4 サイズ
- イ 原稿の向き 縦・横自由
- ウ フォント ゴシック（10.5ポイント以上）
- エ ページ数 30 ページ以内（表紙、目次等は除く）
- オ 記号・略称等 初出の箇所に記号・略称等の説明を記述すること。

なお、審査者が、記号・略称等が意味することを十分に理解できない場合、書類審査の結果に影響が出る可能性がある。

（2） 提案書の記載内容

別添3 “「高松市卸売市場統計システム再構築業務」に関する事業者選定基準”（以下、「事業者選定基準」という。）内の「提案内容評価基準」について記載すること。なお、記載事項の順序及び内容の変更等は行わないこと。

（3） 高松市卸売市場統計システム再構築業務についての調達仕様

仕様書の各要求仕様に対する実現方法を提案すること。提案に当たっては、事業者選定基準を参照すること。（1）の書式を遵守していれば、様式については自由とする。

提案内容はすべて実現できるものとし、根拠も含めて、できる限り具体的に記述すること。

もし、開発・運用時に提案内容が実現できない場合は、提案内容以外の方法で実現することとし、その費用は提案者の負担とする。

（4） 機能要件確認書の内容

「機能要件確認書」内の記入方法に従って、対応状況を記載すること。

（5） 見積書の構成

- ア 宛先は「高松市長」、件名は「高松市卸売市場統計システム再構築業務」とする。
- イ 再構築費及び保守費（60 か月）について、消費税及び地方消費税を含む総額を、単位を円で記載すること。

（6） 提案価格内訳書の構成

- ア 「提案価格内訳書」内の記入方法に従って、記載すること。
- イ レイアウト上の適切な項目に、それぞれの費用を記載し、総額とすべての費用の概算根拠となる内訳（型番や個数等）を明記すること。なお、明細行が不足している場合は適宜行を追加すること。
- ウ 細かい内訳を記載することが難しい項目については、「その他」にできる限り詳細に記載すること。

9 提案ヒアリング

提案書に記載の内容について、次のとおり、ヒアリングを実施する。

(1) 実施時期

令和7年5月下旬（予定）

※詳細な日程及び会場については、別途、提案書提出者に通知する。

(2) 実施内容

ヒアリングの時間は40分程度とし、概ね、以下の構成とする。

ア 企画提案、デモンストレーション（30分程度）

イ 質疑応答（10分程度）

(3) 留意事項

ア 説明者は、配置予定の管理責任者及び業務責任者を含む4名までで行い、説明に必要な機器等は参加者が準備すること。

イ デモンストレーションが難しい場合は、画面サンプル等の資料を用いて評価者がイメージしやすいように、分かりやすく説明を行うこと。

10 評価基準及び事業者の選定

(1) 評価基準

提案に係る評価は、事業者選定委員会（以下「選定委員会」）が事業者選定基準により行う。

(2) 審査及び選定

評価基準に基づく審査を行い、総合的に最も優れた内容の提案を行った者を本業務の優先交渉権者とする。なお、参加者が1者のみであった場合でも、選考対象とし、満点の6割以上を獲得していることを条件に優先交渉権者とする。

(3) 選定結果の通知

選定委員会終了後、参加者全員に電子メールにより、選定結果を通知する。また、審査の結果については、高松市ホームページに掲載し、公表する。

11 参加資格者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 「3 参加資格」の要件を満たさなくなった者

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 提案上限価格又は参考価格を超えた場合

(4) 審査の公平性を害する行為があった場合

12 業務委託契約

(1) 委託内容

詳細については、契約締結交渉の際に仕様書の調整を行い確定する。

(2) 契約方法

随意契約

(3) 契約保証金

要（高松市契約規則第24条各号のいずれかに該当する場合は、免除する）

- ア 受託者は、契約締結時に契約金額の 100 分の 10 に相当する金額以上の契約保証金を納付し、又はそれに代わるべき担保（高松市契約規則第 23 条において準用する同規則第 8 条第 2 項）を提供する。
- イ 契約保証金に利子は付さないものとする。

13 その他留意事項

- （１） 本プロポーザルに参加する一切の費用は、全て参加者の負担とする。
- （２） 提出書類等は返却しないものとする。
- （３） 提出書類の著作権は企画提案者に帰属するが、高松市が本提案公募の結果報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- （４） 本市は、提案書等を事業者の選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成することがある。
- （５） 本市がやむを得ない理由等により、本提案公募の実施を中止又は取り消すことがある。その場合において、本提案公募への参加者が損害を受けることがあったとしても、本市はその責を負わない。

別添

- 別添 1 「高松市卸売市場統計システム再構築業務」に関する仕様書
- 別添 2 機能要件確認書
- 別添 3 「高松市卸売市場統計システム再構築業務」に関する事業者選定基準
- 別添 4 参加表明書（様式第 1 号）
- 別添 5 会社概要書（様式第 2 号）
- 別添 6 業務実績書（様式第 3 号）
- 別添 7 質問書（様式第 4 号）
- 別添 8 見積書及び提案価格内訳書